

2019 年度 中小企業における危機管理対策促進事業
情報セキュリティ基本方針策定支援専門家派遣 募集要項

1. 目的

公社が情報セキュリティに関する知見を持った専門家を派遣することにより、サイバーセキュリティ対策促進助成金の申請要件の一つである SECURITY ACTION^(※)の 2 段階目（★★二つ星）の宣言に必要な情報セキュリティ基本方針の策定支援を行うことを通じて、中小企業者の方々に情報セキュリティ対策の実施に必要な知識を得ていただくことを目的としています。

※SECURITY ACTION は I P A (独立行政法人 情報処理推進機構) が実施している制度です。詳細は SECURITY ACTION 公式サイト <http://www.ipa.go.jp/security/security-action/> をご覧ください。

2. 対象企業

下記 3 点をいずれも満たしている中小企業者が対象となります。

- ・東京都内に主たる事業所を置き実質的に事業活動を行っている中小企業者。
- ・サイバーセキュリティ対策促進助成金（2019 年 6 月募集開始）の申請を予定している。
- ・情報セキュリティ基本方針が未策定である。

3. 内容

専門家が事業所にお伺いし、SECURITY ACTION の 2 段階目（★★二つ星）を宣言するために必要な情報セキュリティ基本方針を策定し情報セキュリティ対策に取り組んでいただくため、以下の内容を中心にしたアドバイスを行います。

- ・当該中小企業者における情報セキュリティの現状と課題の把握
- ・情報セキュリティ基本方針の策定方法に関する支援
- ・上記基本方針の実行に必要なセキュリティ対策構築支援

4. 実施回数・費用

1 社につき 3 回の派遣を行います。

費用は無料です。

5. 実施場所

東京都内の自社事業所内（本社・支社・工場等）に専門家を派遣します。

※社員が常駐していても取引先等の社内への派遣はできません。

6. 申込期間…申込期間を延長しました！

2019 年 4 月 15 日（月）～**2019 年 6 月 28 日（金） 17：00 まで**

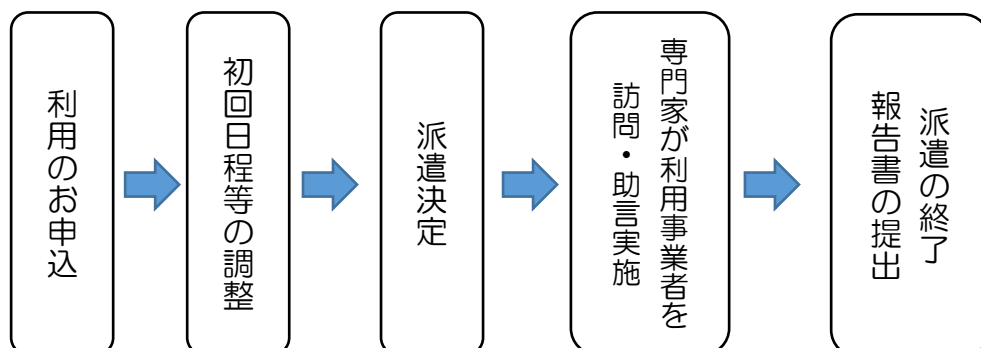
※先着順で受け付けます。

※ただし、予定件数（15 件）に到達した場合はその時点で受付を終了させていただきます。

7. 派遣期間

2019年4月22日（月）～2019年7月12日（金）まで

8. 利用の流れ



9. 申込方法

下記より申込書をダウンロードし、必要事項を記載し、下記連絡先にメール送付してください。

10. 注意事項

- ・本策定支援を受けることがサイバーセキュリティ対策促進助成金の申請要件ではありません。（策定支援を受けなくても、サイバーセキュリティ対策促進助成金の申請は可能です）
- ・本策定支援は、情報セキュリティ基本方針の作成を代行するものではありません。
- ・申込日時点において、情報セキュリティ基本方針を既に策定している場合は利用できません。
- ・過去に公社のサイバーセキュリティ対策促進助成金を受けている場合は利用できません。
- ・派遣終了後、完了報告書および公社の指定した成果物を提出していただきます。
- ・SECURITY ACTIONの宣言を保証するものではありません。宣言の実施については、中小企業者各自の責任において実施してください。

11. 申込・問い合わせ先

東京都千代田区神田佐久間町 1-9 秋葉原庁舎

公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課

TEL：03-3251-7889

メール：lease@tokyo-kosha.or.jp